

自主防災組織 各班のはたらき

資料内訳

- ・ 防 災 専 門 員 と は
- ・ 消 火 班 の は た ら き
- ・ 情 報 班 の は た ら き
- ・ 避 難 誘 導 班 の は た ら き
- ・ 救 出 救 護 班 の は た ら き
- ・ 給 食 給 水 班 の は た ら き
- ・ 衛 生 班 の は た ら き

防災専門員とは



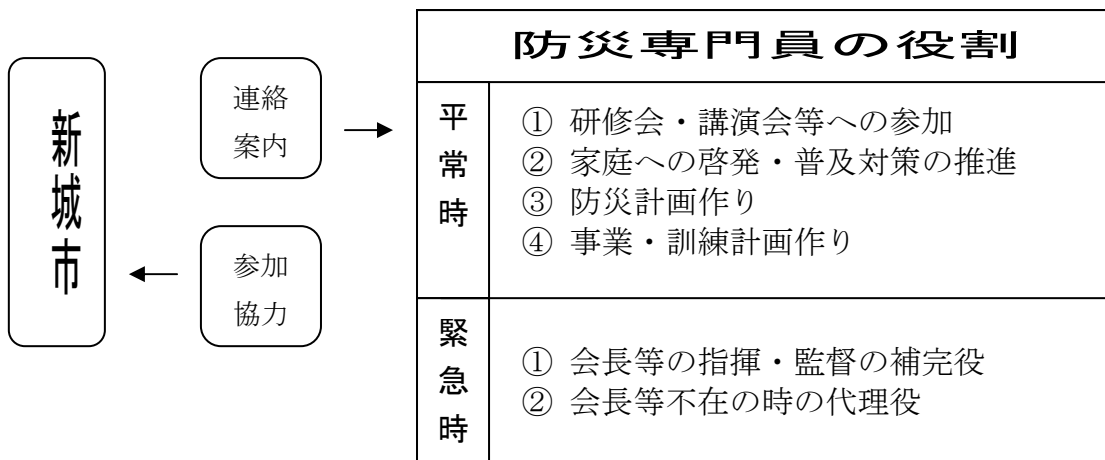
1 防災専門員とは

長期にわたり根気よく家庭の防災対策や自主防災活動を推進していくために、自主防災組織から推薦された人を防災専門員とします。防災専門員は、地区の安全について、情熱をもってあたる人で、まず十分な防災知識を身につけ、それを地域の人たちに伝え、理解してもらい、住民の防災意識の普及・啓発にあたります。

防災専門員のあらし

- ① 県や市が行う防災についての研修会・講演会に積極的に参加し、そこで得られた知識・情報を自主防災組織や家庭に伝え、防災対策に役立てる。
- ② 防災知識・技能を修得し、各家庭の対策についてその具体的な方法や訓練のあり方を研究し、自主防災会組織を通じて普及・啓発を図る。
- ③ 防災計画・防災訓練計画の作成など、所属する地域の自主防災組織の活動を方向づけるための作業の手助けをする。
- ④ 年度ごとの事業計画の策定など所属する地域の自主防災組織の会長の相談役・補佐役として参画する。
- ⑤ 災害時、所属する地域自主防災会組織の補完役となる。

防災専門員の役割図（例）



2 望まれる防災専門員像

- ① 防災問題に関心が高い人
- ② 行動力がある人
- ③ 自己中心でなく、地域住民全体を考える人
- ④ 多数意見を取りまとめ、又少数意見を尊重できる人

3 自主防災組織をまとめるためには

- ① 地域の実態を把握し、問題があった場合どうすればよいか協議する。
- ② 地域住民の防災意識を共通なものにする。
- ③ いろいろな考えをまとめ、組織活動の目標にまで高める。
- ④ 目標を達成するには、どんな方法があるのか検討する。
- ⑤ コミュニティ活動と一体となる。
- ⑥ 地域住民の隣保共同の精神により助長する。



消火班のはたらき

平常時	発災時
<ul style="list-style-type: none"> ① 発災時出動マニュアルの作成研究 ② 住民参加の消火訓練の計画立案 ③ 消防署指導の消火訓練への協力 ④ 小型動力ポンプ等消火機材の操作習熟 ⑤ 用具資機材等の保守点検 ⑥ 地域内の街頭消火器等の設置箇所の熟知 ⑦ 出火防止広報に関する活動 ⑧ 班員の発掘、勧誘、確保 	<ul style="list-style-type: none"> ① 消火用具、機材を出して出動待機 ② 消防水利・街頭消火器の点検 ③ 本部の指示に従い的確・迅速に行動 ④ 災害現場では、防災関係機関（特に消防機関）の指示に従って行動
東海地震注意情報時・警戒宣言発令時	
<ul style="list-style-type: none"> ① 消火用具、機材を出して出動待機態勢 ② 情報班等との協力で防火の呼びかけ 	

消火班の役割は、地域の防災組織の目的そのものといってよいほど重要です。

出火⇒火災拡大が最も恐ろしいことであり、それを防ぐことが防災組織の最大の目的だからです。

初期消火体制の完成を目指すことが最も重要です。それには、単に消火技術・技能に習熟することだけでなく、地域内の地理地形に精通することや、消防水利や井戸など水のある場所などをよく知っておくことが大切です。

各地区にある街頭消火器の設置箇所・詰替え期限等を確認することも大切です。

特にメンバーに、若い人たちの参加を促す活動も重要なテーマです。



情報班のはたらき



平常時	発災時
<ul style="list-style-type: none"> ① 人々の防災意識の啓発・高揚に関する活動情報の伝達 ② 広報紙の発行など ③ 発災時における被害状況の把握方法及びその情報を防災関係機関へ伝達するまでの集約方法の研究と手法の確立（マニュアルの作成など） ④ 発災時におけるさまざまな情報の地域住民への伝達方法の研究と確立（マニュアル化） ⑤ 情報収集伝達用の各種資機材の整備と保守点検 	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害抑制、混乱回避、秩序維持等を目的とした各種広報の迅速・的確展開（出火防止、初期消火活動、余震注意、避難指示等） ② 出火の際の情報伝達、消火活動への協力呼びかけ ③ 被害状況の正確な把握と伝達 ④ 避難指示などの防災関係機関からの重要な情報を住民へ確実な周知を行う。 ⑤ 給食給水の情報周知 ⑥ 救援物資の配布情報の周知
東海地震注意情報時・警戒宣言発令時	
<ul style="list-style-type: none"> ① 出火防止の緊急呼びかけ ② 混乱防止、人心安定を目指した正しい対応の広報 ③ 問い合わせ等に対する的確な情報の提供 	

1. 「東海地震に関連する情報」と警戒宣言

平成16年1月5日に「東海地震に関連する情報」が変わり、情報を受取る側（住民）にわかりやすい名称と、活動開始時期が変わりましたので注意して下さい。

（1）東海地震観測情報

信号機に例えると、青信号にあたります。東海地域の観測データ（ひずみ計）に異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合に発表。

注）東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合や、東海地震の前兆現象とは直接関係無いと判断した場合は、「東海地震観測情報」の中で、安心情報であることを明記して発表されます。

(2) 東海地震注意情報

信号機に例えると、黄色信号にあたります。この情報は、東海地震の観測データ（ひずみ計）に2か所以上の異常が認められ、東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されます。

これを受け、県、市などは、児童生徒などの帰宅開始や、活動準備、物資等の手配準備を開始します。

注) 今まで、活動開始の目安であった「判定会招集連絡報」は廃止されました。

(3) 東海地震予知情報

信号機に例えると、赤信号にあたります。この情報は、東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表するもので、これを受けて警戒宣言等の対応が取られます。

(4) 警戒宣言の受け止め方

- ① 落ち着いてよく聞く
- ② 自分で勝手な判断や推量をしないこと
- ③ それを他人にしゃべらないこと
- ④ 防災関係機関やマスコミ関係に問い合わせの電話をしないこと
- ⑤ 出先の家族、親戚、知人等に電話をしない
- ⑥ すぐに避難行動をとらない
- ⑦ かねて用意の手段に従って、冷静に行動する

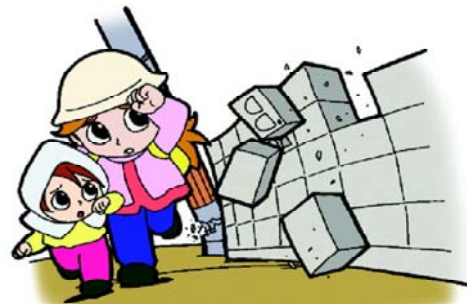
東海地震観測情報、注意情報、予知情報、警戒宣言が発表された場合、ラジオ、テレビ、市防災行政無線、広報車により、一斉に広報を開始します。

デマなどにはまどわされず、正確な情報を聞くようにしましょう。



避難誘導班のはたらき

平常時	発災時
<ul style="list-style-type: none"> ① 避難時の誘導方法の研究及びそのマニュアルの作成 ② 防災訓練時の避難訓練の立案 ③ 避難誘導用具の整備と保守 ④ 指定の避難ルートや集合場所の安全点検及び問題点の解決 ⑤ 地区内の危険箇所調査と安全対策の実施 ⑥ 救出救護班との協力体勢の研究（特に「災害時要援護者」に関する役割分担と協力について） ⑦ 避難場所における活動に関する手引きの作成 ⑧ 避難場所や区域内での仮設トイレの設置や管理の研究 ⑨ 一般住民対象の「避難生活の手引」の作成と広報 	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災会本部の指示を的確に掌握し、迅速な行動をとる。 ② 避難ルート上のすばやい安全確認と避難ルートの迅速な確定 ③ 避難開始時の決定のための的確な情報収集と迅速な提供 ④ 避難開始にあたっての安全かつ迅速な誘導（特に「災害時要援護者」へのアプローチ） ⑤ 避難途上の安全確保（先導隊による危険排除） ⑥ 避難先での秩序や衛生の維持などの管理及び人々の苦情や各種問題の処理 ⑦ 避難先での防災関係機関への協力
<p>東海地震注意情報時・警戒宣言発令時</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 待機態勢（班員の持ち場の割り振り。特に「災害時要援護者」への対応） ② 無用で先走った避難行動をとる人に対する抑止と鎮静のための広報 ③ 避難ルート（複数）の安全確認と点検 	



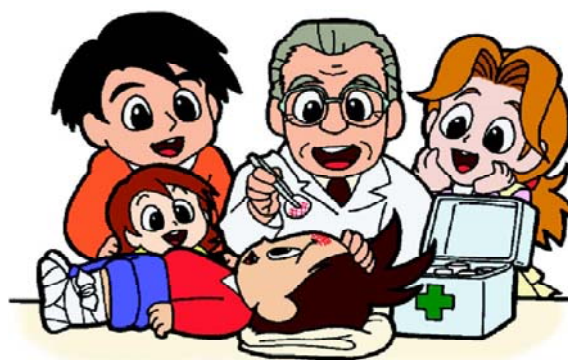
救出救護班のはたらき

平常時	発災時
<ul style="list-style-type: none"> ① 班員の技術・技能の習熟訓練の立案とその実施（消防署などで開催する講習の受講） ② 一般住民参加の応急手当講習会の計画と実施 ③ 地域の高齢者や妊婦、子供、障害がある方、いわゆる「災害時要援護者」の方々へのアプローチ研究（どこにどのような方がいるのかの調査や地図の作成、プライバシーの侵害にならないやり方の研究、災害時の救出方法の研究など） ④ 負傷者の救出や搬送方法手段の研究、またそのマニュアル作成 ⑤ 救出用具や救急用具の整備 ⑥ 障害物除去に必要な資機材の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ① 負傷者の救出、救護所や医療機関への搬送等の救護活動 ② 負傷者の発生状況の把握 ③ 高齢者や障害者など災害時要援護者家庭への安全確認 ④ 救出救護活動への住民の協力要請の呼びかけ <div data-bbox="831 958 1326 1256" style="text-align: center;"> <p>The illustration shows four people in a disaster-stricken environment. On the left, a man in a brown jacket and white helmet is talking to a woman in an orange jacket and white helmet. In the center, a young child in a red shirt and blue pants is being held by a woman in a white jacket and white helmet. On the right, a woman with red hair in a purple top is holding a clipboard. They are surrounded by debris, including a green flashlight and white papers.</p> </div>
東海地震注意情報時・警戒宣言発令時	
<ul style="list-style-type: none"> ① 待機態勢 ② 高齢者や災害時要援護者家庭への安全確認の訪問 ③ 各家庭への完全確保の呼びかけ 	

◆ 救出救護班のいちばん大きな役割は、負傷者の救出や応急手当にあります。特にその場における応急の処置は極めて重要です。つまり班員の救護法の習得が非常に大切なこととなります。

◆ 班員の技術習得は、散発的にではなく計画的になされるのが望ましいでしょう。例えば3年計画といったような長期の構え方が考えられます。班員の多くの方が一応のマスターを目指し、一般の人たちに「指導する」くらいの心構えで充実、拡大を試みてはどうでしょう。

- ◆ 救出救護班の活動は、災害時にいかに素早く人々を安全な状態に保つかという責任も負っています。特に通常「災害時要援護者」と言われる高齢者や障害者の方、中でも一人暮らしの方や老人世帯に対しては、素早い対応が望まれます。それにはまず、日頃からの接触が必要でしょう。災害時にケガをしたり火事を出したりしないようにする安全確保の手助けは、防災組織の日常活動の一環として位置付けをされなければならないことです。
- ◆ 地域内に、高齢者、子供、妊婦、障害者など「災害時要援護者」と言われる人たちが、どこに、どのように暮らしているかということ把握するのは、最も重要なことです。もちろんプライバシーの侵害にならない慎重な姿勢が貫かれることは当然のこととして、特段の配慮とアプローチの必要な方の住所を地図上に落とし、車椅子・担架が必要、あるいは高血圧や心臓病といった健康状態や常用薬の種類など必要な事項を記入して、的確かつ迅速な対応が出来るようにしておくことも大切です。
- ◆ 負傷者の救護は、災害時は特定の救護所が設営されることもあり、軽傷や重症によって搬送すべき医療機関が特定されたりすることもあり、どのようなシステムがとられるか、十分に理解しておくことが混乱を未然に防ぎ、生命を救うことにつながります。



《災害時行動マニュアルの作成》

- ◆ 災害時、水、食料、燃料などの支援を行うため、下記のこと重点を置きながらマニュアルを用意し置いたほうが良いでしょう。
 - ① 災害時要援護者の住所をかねてから把握し、支援が迅速にできるようにしておく。
 - ② 給食給水班内での役割分担や当番を決めておく。
 - ③ 炊き出しの手順を明記しておく。
 - ④ 行政機関や防災関係機関との連絡手続、事柄等をリストアップしておく。
 - ⑤ 防災関係機関の実施する給水に対する協力体制を整えておく。
 - ⑥ 救援物資の配布への協力体制を整えておく。

《食料の種類～量と保存のコツ～》

私たちは、食事を栄養価だけで評価しているわけではなく、味や見た目の美しさや満腹感も評価のための大きな要素としています。

緊急時といえども、味や見た目の美しさはともかく満腹感は重要です。それは人の恐怖感やいらいらを薄め、落ち着きと希望をもたらしてくれるからです。緊急用の食糧、食品はその辺りのことも考慮して準備すると良いでしょう。



- 主食格の食料としては、いろいろな物をできるだけ数多く用意しておいたほうが良いでしょう。品目として、①米、②アルファ米（お米を乾燥させた状態で、お湯又は水を注げば食べられるもの）③レトルト・缶詰などのご飯、④インスタントラーメン、⑤乾パンなどが胃を満たし、カロリー源となる適当な食品です
- お米は、リーリングストック方式といって、はじめのいつもの2倍を購入しておき、その一定期間が来たらそこにいつもの量を補充していくというやり方が良いでしょう。新鮮な予備がいるも残るようになるからです。
- インスタントラーメンは、製造年月日に注意し、あまり古くならないうちに新品と取り替えましょう。油脂加工してあるので、日が経つと油が酸化して、時には害になることもあるからです。
- 物品を買ったら、必ず購入年月日を記入する習慣をつけましょう。保存食品のリストを作っておけば管理は更に万全です。

《家庭での備え》

- ▼ 家庭では、長期保存ができる食糧を1週間（7日間）分程度用意しておく
と良いでしょう。水や火が使えないときでも食べられる乾パンや缶詰、お米
などは、家族の2～3日分備蓄するよう心がけましょう。
- ▼ 台所が使えなくなることも考え、ポータブルコンロなどを用意しましょう。
- ▼ 非常持ち出し品として、3日分程度は、いつも持ち出せるようにしておき
ましょう。

《共同備蓄のすすめ》

◆ 非常持ち出し品を準備していても、身一つ
でしか逃げられないこともあります。このよう
な時に備えて、皆で協力してあらかじめ共同で
蓄えておくことも考えなくてははいけません。各
防災会に防災物置が設置されています。これを
うまく活用し、防災資機材のみならず備蓄食料
を共同で管理し、防災訓練時などに点検補充等
を行うと良いでしょう。



《水の量と貯水のコツ》

- 貯水の方法としては、大型のポリ容器（通称：ポリタンク 18ℓ）の利用が
勧められます。断水地域の給水には、各機関が全力を上げて取り組むでしょ
うが、過去の経験では、断水期間が長引いた場合、こうした給水だけでは、
生活を支えるには限界があることを示しています。こうしたことをあわせれ
ば、各自が備蓄する水の量は、多ければ多いほど良いということがわかりま
す。1人1日3ℓは最低限の目安にすぎません。
- 水の保存については、ある実験によると、1年10ヶ月もの間、押入れに
備蓄しておいたポリ容器の水（水道水）を検査したところ、そのままでも飲
めないことはないとの結果が出ています。しかし、水は生ものです。水道の
水は薬品で消毒してありますが、貯め置き期間や置き場所によっては変質し
て飲めなくなったり、臭くなる場合があります。くみ置き水は面倒でも、で
きるだけ頻繁に取り替えましょう。そして、飲み水にする場合は、必ず沸騰
させてから使いましょう。

衛生班のはたらき

平常時	発災時
① 必要資機材の調達 ② 処分地の検討 ③ 消毒機の操作方法を習得する。 ④ 簡易トイレの設置方法を習得する。	① 生もの、生水の衛生管理 ② 毛布等の調達 ③ 消毒活動 ④ ごみの処理・し尿の処理
東海地震注意情報時・警戒宣言発令時 ① 待機体制	

発災後は、衛生状態は極めて悪くなります。例えば、ゴミやし尿が腐ったり、どぶや壊れた家からねずみが出てきて伝染病が発生する恐れがあります。

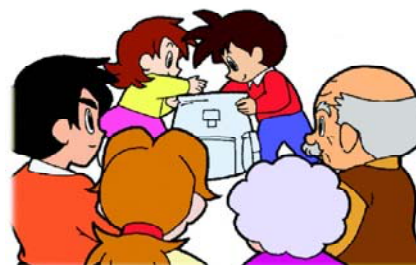
また、食べ物が変わったり変則的な生活や精神的な緊張などから身体も不調になり発病しやすくなります。ちょっとした傷からもバイキンが入って化膿したり、風邪にかかりやすくなったり、持病が再発しやすくなるものです。

震災後の保健衛生については、一人一人が注意するのはもちろんですが、地域社会の人々が連帯し、共通の行動を起こすことが非常に重要になってきます。

《飲み水の取り扱い》

水の取り扱いが不潔になると病気の元になります。災害後は疲れもあって病気に対する抵抗力が落ちています。水の取り扱いや保管には十分注意しましょう。特に、震災後の給水については、自主防災会単位で確保を考えておきましょう。

また、生水を飲むことは避けましょう。井戸などを飲み水をして使用したい時は、ろ水機でろ過した水か沸騰させた水を使うようにしましょう。



《し尿の取り扱い》

水道や下水道等に被害があった場合は、水洗式便所は使用できなくなります。このために仮設トイレ等の設置が必要になります。また、埋め立て処理をする時は、消石灰0.5%以上混入させるようにしましょう。

《ゴミの取り扱い》

市がゴミを集めてまわるようになるまでは、自分で処理しなければなりません。水源・河川等環境汚染を生ずる恐れのあるところへ捨てないようにしましょう。焼却するか埋め立てて処分しましょう。

生活ゴミといわれる、紙くずや食べ物のカスは、場所を決めて焼却処分して下さい。この場合、各人が勝手に行うより共同で処分するほうが安全です。

処分地は、煙害や火災の危険がありますから周囲の状況をよく見て適当な場所を選びましょう。風速や風向にも十分注意しましょう。また、焼却した後に土を掛けておくことは、衛生上にも防火上にも必要です

焼却することのできない燃えないゴミはや、燃えるゴミでも水分を大量に含んだ野菜クズや食べ物のカスなどは、焼却処分しないで埋め立てて処分します。

処分地の衛生管理は、伝染病予防のために重要ですので、各自主防災組織で十分検討する必要があります。

